

奈良県人事委員会議事規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第九号

奈良県人事委員会議事規則等の一部を改正する規則

(奈良県人事委員会議事規則の一部改正)

第一条 奈良県人事委員会議事規則(昭和二十六年六月奈良県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「全委員の記名押印を受けて」を「人事委員会の承認を経て」に改める。

(公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第二条 公務災害補償の審査の請求に関する規則(昭和二十七年九月奈良県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記載し、審査の請求をしようとする者が記名押印して」を「記載し」に改める。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第三条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成十九年三月奈良県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「記載し、要求者が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第二項中「記載し、要求者の記名押印に代えて当該代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第六条第二項中「記載し、要求者の記名押印に代えて当該総代が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に、「記載し、当該代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第三項中「記載し、当該共同要求者全員が押印した」を「記載した」に改める。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第四条 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成十九年三月奈良県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「記載し、請求人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第二項中「記載し、請求人の記名押印に代えて当該代理人が記名押印しな

ければ」を「記載しなければ」に改める。

第四十一条第二項中「署名押印して」を「署名して」に改める。

第四十四条第三項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第六十条第四項中「記載し、再審の請求をしようとする者が記名押印して」を「記載して」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。